

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省03-④)

施策名	人的基盤の強化	担当部局名	整備計画局、人事教育局、防衛装備庁			
<p>施策の概要</p> <p>防衛力の中核は自衛隊員であり、自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上は防衛力の強化に不可欠である。これらは人口減少と少子高齢化の急速な進展によって喫緊の課題となっており、防衛力の持続性・強靱性の観点からも、自衛隊員を支える人的基盤の強化をこれまで以上に推進していく必要がある。</p> <p>このため、地方公共団体等との連携を含む募集施策の推進、大卒者等を含む採用層の拡大や女性の活躍推進のための取組、自衛官の定年年齢の適切な引上げや退職自衛官の活用、予備自衛官等の活用や充足向上のための取組といった、より幅広い層から多様かつ優秀な人材を確保するための制度面を含む取組に加え、人工知能等の技術革新の成果を活用した無人化・省人化を推進する。</p> <p>また、すべての自衛隊員が高い士気を維持し自らの能力を十分に発揮し続けられるよう、生活・勤務環境の改善を図るとともに、ワークライフバランスの確保のため、防衛省・自衛隊における働き方改革を推進する。</p> <p>さらに、統合教育・研究の強化等、自衛隊の能力及びその一体性を高めるための教育・研究の充実を促進するほか、防衛省・自衛隊の組織マネジメント能力に関する教育の強化を図る。これらに加え、栄典・礼遇に関する施策の推進、任務の特殊性等を踏まえた給与面の改善といった処遇の向上や、若年定年退職制度の下にある自衛官の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえた再就職支援の一層の充実を図る。</p>		<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>我が国自身の防衛体制の強化（防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項）</p>			
<p>達成すべき目標</p>	<p>①より幅広い層から多様かつ優秀な人材の確保を図るための取組を推進</p> <p>②自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮できる環境の整備に向けた取組を推進</p> <p>③予備自衛官等の活用と充足向上</p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。</p> <p>【根拠】 大綱、中期防</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和4年8月</p>	
測定指標		目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	<p>① 採用の取組強化</p> <p>② 人材の有効活用</p> <p>③ 隊員の生活・勤務環境の改善(厚生課)</p> <p>④ 働き方改革の推進</p>	<p>非任期制士の採用の拡大や大卒者等を含む採用層の拡大に向けた施策を推進</p> <p>採用広報の充実や採用体制の強化を含めた多様な募集施策の推進</p> <p>任期満了退職後の公務員の再就職や大学への進学等に対する支援の充実</p> <p>民間人材の有効活用</p> <p>女性自衛官等の活躍推進、教育・生活・勤務環境の基盤整備</p> <p>自衛官の若年定年年齢の引上げ、再任用の拡大</p> <p>洋上勤務日数の縮減</p> <p>必要な隊舎・宿舍の確保及び建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進</p> <p>日用品等の所要数の確実な確保</p> <p>老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新</p> <p>働き方改革の推進</p> <p>両立支援施策(庁内託児所の整備、緊急登庁支援等)の推進</p>	<p>目標年度</p> <p>令和5年度</p>	<p>別紙</p>	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 (1) 人的基盤の強化 人口減少と少子高齢化が急速に進展する一方、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、より幅広い層から多様かつ優秀な人材の確保を図るとともに、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮できる環境の整備に向けた取組を重点的に推進する。</p> <p>(7) 採用の取組強化 少子高齢化等に伴う厳しい採用環境の中でも、優秀な人材を将来にわたり安定的に確保するため、非任期制士の採用の拡大や大卒者等を含む採用層の拡大に向けた施策を推進する。また、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、採用広報の充実や採用体制の強化を含め、多様な募集施策を推進するとともに、地方公共団体や関係機関等との連携を強化する。さらに、採用における魅力化を図るため、生活・勤務環境を改善するとともに、任期満了退職後の公務員への再就職や大学への進学等に対する支援の充実を図る。</p> <p>(4) 人材の有効活用 女性自衛官の全自衛官に占める割合の更なる拡大に向け、女性の採用を積極的に行うとともに、女性の活躍を推進し、これを支える女性自衛官に係る教育・生活・勤務環境の基盤整備を推進する。</p> <p>精強性にも配慮しつつ、知識・技能・経験等を豊富に備えた高齢人材の一層の活用を図るため、自衛官の若年定年年齢の引上げを行うとともに、再任用の拡大や、自衛隊の専門性の高い分野において部隊等における退職自衛官の技能等の活用を推進する。また、民間の人材の有効活用により、専門性の高い分野を担う部隊等の人員を確保する。</p> <p>(7) 生活・勤務環境の改善 厳しい安全保障環境に対応して部隊等の活動が長期化する中、国民の命と平和な暮らしを守るという崇高な任務に取り組む全ての隊員が自らの能力を十分に発揮し、士気高く任務を全うできるよう、必要な隊舎・宿舍の確保及び建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進するほか、老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新、日用品等の所要数の確実な確保、複数クルーでの交替勤務の導入による艦艇要員1名当たりの洋上勤務日数の縮減を行うなど、生活・勤務環境の改善を図る。</p> <p>(1) 働き方改革の推進 社会構造の大きな変化により育児や介護等で時間や移動に制約のある隊員が増えていく中において、全ての隊員が能力を十分に発揮し活躍できるよう、ワークライフバランスの確保のため、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、防衛省・自衛隊における働き方改革を推進する。さらに、庁内託児所の整備等の取組を進めるとともに、緊急登庁せざるを得ない隊員のための子供一時預かり等、地方公共団体等との連携を強化しつつ、家族支援施策を推進する。</p>	

⑤	教育の充実	各自衛隊及び防衛大学校において、教育訓練の内容及び体制の充実等	令和5年度	別紙	<p>(オ) 教育の充実</p> <p>各自衛隊及び防衛大学校において、安全保障に関する幅広い視野を涵養するための必要な学術知識や国際感覚を含め、教育訓練の内容及び体制の充実を図るほか、自衛隊の能力及びその一体性を高め、領域横断的な統合運用を推進するため、統合運用に関する教育及び研究の在り方について、既存の組織において十分な教育及び研究が可能か検討の上、必要な措置を講ずるとともに、防衛省・自衛隊の組織マネジメント能力に関する教育の強化を図る。また、各自衛隊の相互補完を一層推進するため、教育課程の共通化を図るとともに、先端技術を活用し、効果的かつ効率的な教育を推進する。さらに、防衛大学校等を卒業した留学生のネットワーク化を図り、防衛協力・交流の強化の一助とする。なお、教育訓練を着実に実施するため、現用の初等練習機(T-7)の後継となる新たな初等練習機の整備について検討の上、必要な措置を講ずる。</p> <p>(カ) 処遇の向上及び再就職支援</p> <p>隊員が高い士気と誇りを持って任務を遂行できるよう、防衛功労等の拡充を始めとした栄典・礼遇に関する施策や、任務・勤務環境の特殊性等を踏まえた給与面の改善を含む処遇の向上を推進するとともに、家族支援を含めた福利厚生等の充実を図る。</p> <p>若年定年退職制度の下にある自衛官の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえ、職業訓練課目の拡充や段階的な資格取得等の支援を行うとともに、退職自衛官の知識・技能・経験を活用するとの観点から、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、地方公共団体の防災関係部局等及び関係府省における退職自衛官の更なる活用を進めるなど、再就職支援の一層の充実を図る。</p> <p>(キ) 予備自衛官等の活用</p> <p>多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官のより幅広い分野・機会での活用を進める。また、予備自衛官等の充足向上のため、自衛官経験のない者を対象とする予備自衛官補の採用者数を拡大するとともに、予備自衛官補出身の予備自衛官から即応予備自衛官への任用を進める。さらに、予備自衛官等が訓練招集に応じやすくなるよう、教育訓練基盤の強化及び訓練内容の見直しに取り組むとともに、雇用企業等の理解と協力を得るための施策を実施する。</p>
		防衛大学校等を卒業した留学生のネットワーク化			
⑥	処遇の向上及び再就職支援	栄典・礼遇に関する施策の推進	令和5年度	別紙	<p>(オ) 教育の充実</p> <p>各自衛隊及び防衛大学校において、安全保障に関する幅広い視野を涵養するための必要な学術知識や国際感覚を含め、教育訓練の内容及び体制の充実を図るほか、自衛隊の能力及びその一体性を高め、領域横断的な統合運用を推進するため、統合運用に関する教育及び研究の在り方について、既存の組織において十分な教育及び研究が可能か検討の上、必要な措置を講ずるとともに、防衛省・自衛隊の組織マネジメント能力に関する教育の強化を図る。また、各自衛隊の相互補完を一層推進するため、教育課程の共通化を図るとともに、先端技術を活用し、効果的かつ効率的な教育を推進する。さらに、防衛大学校等を卒業した留学生のネットワーク化を図り、防衛協力・交流の強化の一助とする。なお、教育訓練を着実に実施するため、現用の初等練習機(T-7)の後継となる新たな初等練習機の整備について検討の上、必要な措置を講ずる。</p> <p>(カ) 処遇の向上及び再就職支援</p> <p>隊員が高い士気と誇りを持って任務を遂行できるよう、防衛功労等の拡充を始めとした栄典・礼遇に関する施策や、任務・勤務環境の特殊性等を踏まえた給与面の改善を含む処遇の向上を推進するとともに、家族支援を含めた福利厚生等の充実を図る。</p> <p>若年定年退職制度の下にある自衛官の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえ、職業訓練課目の拡充や段階的な資格取得等の支援を行うとともに、退職自衛官の知識・技能・経験を活用するとの観点から、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、地方公共団体の防災関係部局等及び関係府省における退職自衛官の更なる活用を進めるなど、再就職支援の一層の充実を図る。</p> <p>(キ) 予備自衛官等の活用</p> <p>多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官のより幅広い分野・機会での活用を進める。また、予備自衛官等の充足向上のため、自衛官経験のない者を対象とする予備自衛官補の採用者数を拡大するとともに、予備自衛官補出身の予備自衛官から即応予備自衛官への任用を進める。さらに、予備自衛官等が訓練招集に応じやすくなるよう、教育訓練基盤の強化及び訓練内容の見直しに取り組むとともに、雇用企業等の理解と協力を得るための施策を実施する。</p>
		福利厚生等の充実			
		職業訓練課目の拡充や段階的な資格取得等の支援			
⑦	予備自衛官等の活用	地方公共団体や関係機関との連携強化等による再就職支援の推進	令和5年度	別紙	<p>(オ) 教育の充実</p> <p>各自衛隊及び防衛大学校において、安全保障に関する幅広い視野を涵養するための必要な学術知識や国際感覚を含め、教育訓練の内容及び体制の充実を図るほか、自衛隊の能力及びその一体性を高め、領域横断的な統合運用を推進するため、統合運用に関する教育及び研究の在り方について、既存の組織において十分な教育及び研究が可能か検討の上、必要な措置を講ずるとともに、防衛省・自衛隊の組織マネジメント能力に関する教育の強化を図る。また、各自衛隊の相互補完を一層推進するため、教育課程の共通化を図るとともに、先端技術を活用し、効果的かつ効率的な教育を推進する。さらに、防衛大学校等を卒業した留学生のネットワーク化を図り、防衛協力・交流の強化の一助とする。なお、教育訓練を着実に実施するため、現用の初等練習機(T-7)の後継となる新たな初等練習機の整備について検討の上、必要な措置を講ずる。</p> <p>(カ) 処遇の向上及び再就職支援</p> <p>隊員が高い士気と誇りを持って任務を遂行できるよう、防衛功労等の拡充を始めとした栄典・礼遇に関する施策や、任務・勤務環境の特殊性等を踏まえた給与面の改善を含む処遇の向上を推進するとともに、家族支援を含めた福利厚生等の充実を図る。</p> <p>若年定年退職制度の下にある自衛官の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえ、職業訓練課目の拡充や段階的な資格取得等の支援を行うとともに、退職自衛官の知識・技能・経験を活用するとの観点から、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、地方公共団体の防災関係部局等及び関係府省における退職自衛官の更なる活用を進めるなど、再就職支援の一層の充実を図る。</p> <p>(キ) 予備自衛官等の活用</p> <p>多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官のより幅広い分野・機会での活用を進める。また、予備自衛官等の充足向上のため、自衛官経験のない者を対象とする予備自衛官補の採用者数を拡大するとともに、予備自衛官補出身の予備自衛官から即応予備自衛官への任用を進める。さらに、予備自衛官等が訓練招集に応じやすくなるよう、教育訓練基盤の強化及び訓練内容の見直しに取り組むとともに、雇用企業等の理解と協力を得るための施策を実施する。</p>
		即応予備自衛官及び予備自衛官のより幅広い分野・機会での活用			
		予備自衛官補の採用数拡大			
		教育訓練基盤の強化及び訓練内容の見直し			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和3年 行政事業 レビュー 事業番号
	30年度	令和元年度	2年度				
(1) 自衛隊施設整備(S29)	96,806 (98,346)	118,067 (111,408)	114,428 (108,010)	146,860	3	各種事態における実効的な抑止及び対処など自衛隊の各種活動を支える行動基盤である自衛隊施設を整備し、自衛隊の円滑な任務遂行を確保する。併せて、インフラ長寿命化によるトータルコストの縮減、予算の平準化といった効率化を図る。	0191
(2) 特別借受宿舎(S39)	13,024 (13,020)	13,107 (13,034)	12,746 (12,709)	13,300	3	特別借受宿舎を含む国家公務員宿舎は、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。特別借受宿舎は、国設宿舎の建設のみでは宿舎の不足状態を解消できない状況(昭和30年代)を緩和するため、国家公務員共済組合連合会(以下、「連合会」という。)の資金をもって建設された住宅(場所・仕様・戸数等については国の設置方針に準拠)を国(防衛省)が借受け、国家公務員宿舎法に定める宿舎として運用している。	0192
(3) 一般借受宿舎(S48)	3,950 (3,786)	4,059 (3,943)	4,258 (4,182)	4,135	3	国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。(国家公務員宿舎法第1条)	0193
(4) 宿舎(建設等)(S37)	23,562 (20,976)	21,149 (18,468)	30,863 (29,087)	21,374	3	国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。(国家公務員宿舎法第1条)	0194
(5) 滑空機の性能確認検査(S30)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	5	将来、幹部自衛官(3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の階級の自衛官)となるべき防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)の安全性及び円滑性を確保する。	0199
(6) 航空機修理部品及び整備用消耗品(S30)	2 (4)	2 (6)	2 (2)	5	5	将来、幹部自衛官(3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の階級の自衛官)となるべき防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)の安全性及び円滑性を確保する。	0200
(7) 庁内託児施設の整備(H19)	35 (13)	60 (24)	345 (96)	0	4	庁内託児施設を設置し、職員の職業生活と家庭生活の両立支援及び子育て支援を実施することにより、職員が子どもの保育などに不安を抱くことなく任務に専念できる環境を整備する。	0202
(8) 緊急急行支援用備品等(H23)	31 (23)	17 (13)	22 (19)	19	4	自衛隊の常時即応態勢を維持するために、災害派遣等の緊急急行時に子供の預け先の確保などに不安を抱くことなく隊員が任務に専念することができるように、自衛隊の駐屯地・基地で子供を一時預かる体制の整備	0203
(9) 防衛大学校における教育訓練に要する経費(S28)	1,735 (1,656)	2,170 (2,082)	1,922 (1,788)	1,803	5	防衛大学校における教育訓練は、理学・工学・社会科学に関する大学教育及び訓練並びに校友会活動を通じて、将来の幹部自衛官となる者に対して、自衛隊の任務遂行に必要な知識や能力を取得させることを目的としている。	0204
(10) 自衛官等募集活動に要する経費(S28)	1,286 (1,263)	1,337 (1,317)	1,405 (1,293)	1,450	1	自衛官等の募集にあたっては、募集対象者等に職業としての自衛官を認知・意識させる募集広報を行うとともに、自衛官という職業特有の不安を解消していくことで受験・入隊者数を確保している。本事業は、募集を主任務とする全国50ヶ所(北海道に4ヶ所、各都府県に1ヶ所)の自衛隊地方協力本部を置き、これらの募集活動をきめ細かく実施することで、より質の高い受験・入隊者数を確保することを目的としている。	0205
(11) 援護業務に要する経費(S45)	172 (172)	156 (156)	160 (113)	163	1	若年定年制(53歳～56歳で定年)又は任期制(20代～30代半ばで任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。本事業は、各種広報等の実施により退職自衛官の有用性等を広く周知することや部内外向け冊子の作成、関係機関との連携を図ること等により、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものである。	0206
(12) 募集事務地方公共団体委託費(S28)	83 (82)	84 (82)	85 (81)	89	1	自衛官等の募集は、現役高校生を中心に広く国民一般から多数の人材を募集するものであることから、地方の総合行政主体であり、地域社会と密接なつながりを有する地方公共団体と連携することが必要不可欠である。また、募集対象者側からみれば自分の身近なところでも自衛官等の募集を行っているという親近感を感じられるとともに利便性がある。	0207

(13)	自衛官等募集試験等に要する経費(S28)	269 (265)	274 (260)	283 (263)	300	1	自衛官等の募集は、任期制自衛官である自衛官候補生及び非任期制自衛官である一般曹候補生、一般幹部候補生等13種目において実施している。本事業は、これらの募集種目について行われる採用試験を円滑に実施し、国防を担う優秀な人材を正確な判断に基づいて確保することを目的とする。	0208
(14)	自衛官等募集広報宣伝に要する経費(S28)	609 (606)	621 (618)	623 (615)	596	1	自衛官等の募集は、任期制自衛官である自衛官候補生及び非任期制自衛官である一般曹候補生、一般幹部候補生等13種目において実施している。本事業は、これらの募集種目について募集対象者等に対し職業としての自衛官を認知、受験に対する意識、受験の決心までの広報を行うことを目的とする。	0209
(15)	企業主招へいに要する経費(S53)	36 (35)	36 (33)	32 (6)	34	1	若年定年制(53歳～56歳で定年)又は任期制(20代～30代半ばで任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。 本事業は、雇用者である企業主等を部隊等に招へいし、実際に部隊見学や援護状況の説明・懇談等を行うことにより、企業主等の自衛隊や就職援護に対する理解を図り、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものである。	0210
(16)	進路相談部外委託に要する経費(H8)	86 (86)	87 (87)	95 (91)	91	1	若年定年制(50歳半ばで定年)又は任期制(20歳代～30歳代半ばで任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。 若年定年等で退職を余儀なくされる自衛官は、再就職に関する様々な不安・悩みを抱えている者が多く、退職後の人生設計等を踏まえたき細かい専門的なカウンセリングが必要としているところ、本事業は民間事業者に委託して全国の主な駐屯地等に部外専門家である進路相談員を配置し、再就職に関する各種相談の機会を付与することにより、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものである。	0211
(17)	援護業務民間委託に要する経費(H19)	1,179 (1,137)	1,260 (1,249)	1,338 (1,333)	1,458	1	若年定年制(53歳～56歳で定年)又は任期制(20代～30代半ばで任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。 本事業は、①「行政改革の重要方針」(総人件費改革)(平成17年12月24日閣議決定)、②政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」(平成18年3月31日閣議決定)に基づき、地方協力本部が行っている就職援護業務の一部を民間委託し、また併せて、常勤職員を削減し常勤職員から非常勤職員とすることで業務の効率化等を図りつつ就職援護を実施することを目的とするものである。	0212
(18)	退職予定自衛官就職援護業務費補助金(S54)	365 (365)	365 (365)	369 (369)	370	1	若年定年制(53歳～56歳で定年)又は任期制(20代～30代半ばで任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。 防衛省は職業安定法に定める職業紹介権を有していないことから、本事業は、若年定年等の自衛官の職業紹介については、(一財)自衛隊援護協会が厚生労働大臣等から無料職業紹介事業の許可を得て実施することとされ、同協会が行う退職予定自衛官に対する職業紹介事業に要する経費を補助金として交付することにより、就職援護を円滑に実施することを目的とするものである。	0213
(19)	貸費生貸与金(S30)	12 (11)	15 (8)	17 (12)	17	1	大学又は大学院に在学する学生で、医学、歯学、理学、工学を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする有為な学生を対象として、毎月定額の学資金を貸与することにより、その修学を助成し、卒業又は修了後、陸・海・空自衛隊の幹部候補生として任用することで、優秀な人材の確保を目的としている。	0214
(20)	予備自衛官に必要な経費(S29)	2,438 (2,432)	2,542 (2,439)	2,529 (1,050)	2,456	7	有事などの際は、事態の推移に応じ必要な自衛官の所要量を早急に満たす必要があり、この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官等制度を設けている。予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集及び災害招集に係る命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が移動した後の駐屯地警備、後方支援等の要員として任務に当たると想定している。本事業は、予備自衛官制度の維持・運営に必要な経費である。	0215
(21)	即応予備自衛官に必要な経費(H9)	3,700 (3,548)	3,722 (3,418)	3,677 (3,107)	3,682	7	有事などの際は、事態の推移に応じ必要な自衛官の所要量を早急に満たす必要があり、この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官等制度を設けている。即応予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集、治安招集及び災害等招集に係る命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された部隊において、常備自衛官と同様の任務に当たると想定している。本事業は、即応予備自衛官制度の維持・運営に必要な経費である。	0216
(22)	予備自衛官補に必要な経費(H14)	163 (145)	158 (152)	162 (84)	142	7	有事などの際は、事態の推移に応じ必要な自衛官の所要量を早急に満たす必要があり、この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官等制度を設けている。予備自衛官補は、主として自衛官未経験者を対象としており、予備自衛官を安定的に確保し、医療・語学などにおける民間の優れた専門技術を有効活用することを目的とした制度である。本事業は、予備自衛官補制度の維持・運営に必要な経費である。	0217
(23)	入校、講習、研修等に要する旅費(S28)	1,890 (1,779)	1,887 (1,706)	1,841 (1,249)	1,828	5	対象者である隊員が、部内の教育訓練機関や部外の研修機関等の講習・研修等に参加し、部隊等における職務遂行の基礎となる知識及び技能を修得することを目的とする。	0218
(24)	部外講師の招へいに要する旅費(S43)	20 (14)	15 (11)	16 (7)	17	5	部内の教育訓練機関において、隊員の職務遂行のための基礎的あるいは専門的な知識及び技能を修得させるために、部外の有識者を講師として招へいすることを目的とする。	0219
(25)	任期制自衛官の退職時の進学支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11	1	任期制自衛官の任期満了後の進学支援を通じて、任期制自衛官の充足の維持・向上を図るとともに、あわせて予備自衛官及び即応予備自衛官の充足向上を図る。	03-0011
施策の予算額・執行額		151,453 (149,764)	171,190 (160,879)	177,219 (165,566)	200,200	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-2-(1)人的基盤の強化

※達成手段の令和3年度行政事業レビューシートは、中間公表段階のものである。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省03-④)

施策名		人的基盤の強化
測定指標	目標	施策の進捗状況
①採用の取組強化		
非任期制士の採用の拡大や大卒者等を含む採用層の拡大に向けた施策を推進		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 装備品の高度化・複雑化等に対応できる多様な経歴・能力を有する人材を確保できるよう、自衛官候補生試験を見直し、かかる人材に見合った初任給へと段階的に引き上げ(令和元年度改正法成立。令和2年度改正法及び関係規則を施行)。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度より、自衛官候補生の採用試験について、筆記試験を高卒程度に引き上げ、総合的な評価を導入。これに伴い、人材に見合った初任給へと引上げ。 ● 部内幹部候補生の年齢要件を引き上げるため、訓令を改正(令和2年度訓令改正、令和4年12月施行)
採用広報の充実や採用体制の強化を含めた多様な募集施策の推進		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度における募集広報については、自衛官の誤解されているイメージに対して実情を紹介し、自衛官に対する誤解を払拭するための動画「自衛隊のソレ、誤解ですから!」や女性自衛官を紹介し、女性としての「やりがい」と公務員の「安定性」をPRするための動画「Jガール」などを作成し、自衛官募集ホームページへのアクセス数28, 298, 310件を得た。また、全国の地方協力本部で自衛官等募集に関する新聞広告を合計471回掲載、交通機関広告を合計9, 001日掲示するなど、継続した広報宣伝を実施した。 ● インターネットを利用した応募、受付システムについては、各募集種目の合計で利用件数は1, 992件であり、その有効性を確認するとともに引き続き志願者の利便性向上に努める。 ● 募集広報用動画を作成し、各種広報媒体の組み合わせを強化することで、様々な方向から募集対象者への募集広報を推進するため、令和2年度予算に所要の経費(約2. 4億円)を計上した。 ● より幅広い層から多様な人材を確保するため、採用時の身体検査基準の一部緩和を実施した。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2元年度における募集広報については、自衛官に対する誤解を払拭するとともに、魅力を伝達するための動画「自衛隊のソレ、誤解ですから。」「自衛隊のソレ、できます。」及び「ぶっちゃけ自衛官」などを作成し、自衛官募集ホームページへのアクセス数31, 357, 065件を得た。また、全国の地方協力本部で自衛官等募集に関する新聞広告を合計57回掲載、交通機関広告を合計10, 679日掲示するなど、継続した広報宣伝を実施した。 ● インターネットを利用した応募、受付システムについては、各募集種目の合計で利用件数は3, 853件であり、その有効性を確認するとともに引き続き志願者の利便性向上に努める。 ● 募集広報用動画を作成し、各種広報媒体の組み合わせを強化することで、様々な方向から募集対象者への募集広報を推進するため、令和3年度予算に所要の経費(約2. 4億円)を計上した。 ● より幅広い層から多様な人材を確保するため、採用時の身体検査基準の一部緩和について検証を実施している。
任期満了退職後の公務員への再就職や大学への進学等に対する支援の充実		
元年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 退職後の進路として警察官や消防官等の他の公務員への就職を希望する任期制自衛官を対象とした受験対策講座の受講枠等を拡充するため、令和2年度予算に所要の経費(約0. 1億円)を計上した。 ● 退職後の進路として大学への進学を希望する任期制自衛官を対象とした予備校等の通信教育による大学進学を支援するため、令和2年度予算に所要の経費(約0. 1億円)を計上した。
2年度		<ul style="list-style-type: none"> ● 退職後の進路として警察官や消防官等の他の公務員への就職を希望する任期制自衛官を対象とした受験対策を支援するため、令和3年度予算に所要の経費(約0.1億円)を計上した。 ● 退職後の進路として大学への進学を希望する任期制自衛官を対象とした予備校等の通信教育による大学進学を支援するため、令和3年度予算に所要の経費(約0.1億円)を計上した。 ● 任期制自衛官の任期満了後に国内の大学に進学した者が、その在学期間中、予備自衛官又は即応予備自衛官に任官した場合、一定額を給付する施策に経費(0. 1億円)を計上し、関係規則を整備

②人材の有効活用

民間人材の有効活用

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●実績なし
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●サイバーセキュリティに関する専門的知見を備えた優秀な人材を発掘することを目的としたサイバーコンテストを開催するための経費(4百万円)を計上した。 ●セキュリティ・IT部署に勤務する隊員を確保するため、選考採用による募集を実施した。

女性自衛官等の活躍推進、教育・生活・勤務環境の基盤整備

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・隊舎の女性用区画、女性用トイレや浴場、女性自衛官教育基盤及び艦艇における女性用区画の整備など、女性隊員の教育・生活・勤務環境の整備等を実施するとともに、令和2年度予算に所要の経費(約27億円)を計上した。 ・「女性職員のワークスタイル事例集」を作成・配布し、ロールモデルとなる女性隊員を紹介することにより、女性隊員の意欲向上及びキャリア形成支援を図った。 ・本省及び自衛隊の各駐屯地・基地等において、メンター養成研修を行い、仕事と家庭の両立やキャリアに悩む女性職員が先輩職員に気軽に相談できる体制を整備した。 ・平成31年4月に防衛省女性初の指定職、令和元年12月に女性初のイージス艦艦長、令和2年3月に女性初の空挺団員が就任するなど、女性職員の登用拡大の推進を行った。 ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・事務官等の採用者に占める女性割合:37.3%(平成31年4月1日付採用者)、目標:平成28年度以降30%以上 ・自衛官の採用者に占める女性割合:16.1%(平成31年度)、目標:平成29年度以降10%以上 ・全自衛官に占める女性割合:7.4%(令和元年度末時点)、目標:2027年度までに9% ・本省課室長相当職に占める女性割合:2.2%(令和元年7月時点)、目標:令和2年度までに2% ・地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性割合:6.0%(令和元年7月時点)、目標:令和2年度までに5% ・係長相当職(本省)に占める女性割合:28.2%(令和元年7月時点)、目標:令和2年度までに27% ・佐官以上に占める女性割合:4.0%(令和元年度末時点)、目標:令和2年度末までに3.1%超
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・隊舎の女性用区画、女性用トイレや浴場、女性自衛官教育基盤及び艦艇における女性用区画の整備など、女性隊員の教育・生活・勤務環境の整備等を実施するとともに、令和3年度予算に所要の経費(約47億円)を計上した。 ・毎年作成している「女性職員のワークスタイル事例集」を、令和2年度は「防衛省職員のワークスタイル事例集」に改め、女性職員だけでなく、育児に伴う休暇・休業を取得した男性職員とその上司を紹介。ロールモデルとなる職員を紹介することにより、職員の意欲向上及びキャリア形成支援を図った。 ・仕事と介護の両立に関する映像、ワークライフバランス推進啓発に関する映像を防衛省職員向けに制作し各機関へ配布。 ・令和2年3月に女性初の空挺団員が、令和2年10月に女性初の潜水艦乗組員が誕生するなど女性職員の登用拡大の推進を行った。 ●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・事務官等の採用者に占める女性割合:36.1%(令和2年4月1日付採用者)、目標:平成28年度以降30%以上 ・自衛官の採用者に占める女性割合:16.1%(令和元年度)、目標:平成29年度以降10%以上 ・全自衛官に占める女性割合:7.9%(令和2年度末時点)、目標:令和9年度までに9% ・本省課室長相当職に占める女性割合:1.8%(令和2年7月時点)、目標:令和2年度までに2% ・地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性割合:6.2%(令和2年7月時点)、目標:令和2年度までに5% ・係長相当職(本省)に占める女性割合:30.8%(令和2年7月時点)、目標:令和2年度までに27% ・佐官以上に占める女性割合:4.2%(令和2年度末時点)、目標:令和2年度末までに3.1%超

自衛官の若年定年年齢の引上げ、再任用の拡大

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●定年年齢の引上げ:1尉～1曹の定年年齢の引き上げを実施(令和元年度政令改正及び施行)。 ●再任用の拡大:再任用の自衛官が従事する業務に「港務」を追加(令和元年度訓令改正及び施行)。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●定年年齢の引上げ:1佐～3佐の定年年齢の引き上げを実施(令和2年度政令改正及び施行)。 ●再任用自衛官が従事する業務の拡大について検討。

③隊員の生活・勤務環境の改善

洋上勤務日数の縮減

元年度	●クルーが交替で乗船することにより、艦艇要員の洋上勤務日数を縮減することができるクルー制の導入を予定している護衛艦「FFM」(3,900トン)2隻の建造経費(約951億円)を計上した。
2年度	●クルーが交替で乗船することにより、艦艇要員の洋上勤務日数を縮減することができるクルー制の導入を予定している護衛艦「FFM」(3,900トン)2隻の建造経費(約944億円)を計上した。

必要な隊舎・宿舍の確保及び建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進

元年度	●令和元年度予算においては、隊員の生活・勤務環境改善のために必要な経費として、令和元年度予算においては約277億円、令和元年度補正予算においては約16億円を計上し、施設整備を実施している。
2年度	●令和2年度予算においては、隊員の生活・勤務環境改善のために必要な経費として約563億円、令和2年度補正予算においては約25億円を計上し、施設整備を実施している。

日用品等の所要数の確実な確保

元年度	<p>●令和元年6月に次官通達「隊員の生活・勤務環境の改善に向けて日用品等を確実に確保するための措置について(通達)(防装庁(事)第75号。令和元年6月28日)」等により、日用品等の所要数を確実に確保等するための全庁的な措置及び各自衛隊における日用品等の自費購入等に関する調査等に関し必要な事項を定めた。</p> <p>●上記次官通達等に基づく日用品等の自費購入等に関する調査を行い、上記事務次官通達等に定めた措置等を実施した結果、平成30年度と比較して自費購入等が確実に減少していることを確認した。</p> <p>●日用品等の所要数の確保をより確実に実施するため、各自衛隊において令和2年度予算に所要の経費を計上した。(令和元年度予算額:約7.5億円→令和2年度予算額:約10.7億円に増額)</p>
2年度	<p>●上記次官通達等に基づく日用品等の自費購入等に関する調査を行い、上記事務次官通達等に定めた措置等を実施した結果、令和元年度と比較して自費購入等が確実に減少していることを確認した。</p> <p>●日用品等の所要数の確保をより確実に実施するため、各自衛隊において令和3年度予算に所要の経費を計上した。(令和3年度予算額:約10.7億円)</p>

老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新

元年度	●老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新等を実施するため、令和2年度予算において約13.9億円、令和元年度補正予算において約0.1億円を計上した。
2年度	●老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新等を実施するため、令和3年度予算において約27.2億円、令和2年度補正予算において約3.8億円を計上した。

④働き方改革の推進

働き方改革の推進

元年度	<p>●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防衛大臣から職員に対して長時間労働是正に関するビデオメッセージを発信した。 ・ワークライフバランス推進強化月間中の休暇取得の奨励や、令和元年12月から令和2年1月まで休暇取得促進キャンペーンを実施し、年末年始の休暇や夏季休暇に合わせた連続休暇や家族の記念日等に合わせた休暇の取得を促進した。 ・本省及び自衛隊の各駐屯地・基地等において、ワークライフバランスに関する講演会を開催し、職員の価値観や意識を改革し、職場における働き方改革の推進を行った。 ・「防衛省における働き方改革推進のための取組コンテスト」を実施し、特に優れた取組について防衛大臣及び防衛副大臣がそれぞれ表彰を行うとともに、各職場における仕事改革の一助とした。 ・テレワークについて、平成29年4月に本省内部部局において本格運用を開始して以降、統合幕僚監部、陸上・海上・航空幕僚監部、防衛監察本部及び南関東防衛局で本格運用を開始。令和2年度以降、全ての機関(※)での試験運用を開始予定。(※)防大、防医大、防研、情本、各地方防衛局 <p>●「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務官等の年次休暇取得日数:13.9日(平成30年度)、目標:令和2年度までに年間15日以上 ・自衛官の年次休暇取得日数:11.4日(平成30年度)、目標:令和2年度までに年間15日以上
-----	---

2
年
度

- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。
 - ・防衛大臣から職員に対して長時間労働是正に関するビデオメッセージを発信した。
 - ・働き方改革推進強化月間中の休暇取得の奨励や、令和2年12月21日から令和3年1月15日まで休暇取得促進キャンペーンを実施し、年末年始の休暇に合わせた連続休暇や、家族の記念日等に合わせた休暇の取得を促進した。
 - ・仕事と介護の両立に関する映像、ワークライフバランス推進啓発に関する映像を防衛省職員向けに制作し各機関へ配布。
 - ・「防衛省における働き方改革推進のための取組コンテスト」を実施し、特に優れた取組について防衛大臣及び防衛副大臣がそれぞれ表彰を行うとともに、各職場における仕事改革の一助とした。
 - ・テレワークについて、平成29年に本省内部部局で開始し順次拡大。令和2年度から全ての機関で実施可能とし、端末も段階的に整備。
- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況
 - ・事務官等の年次休暇取得日数：13.6日（令和元年度）、目標：令和2年度までに年間15日以上
 - ・自衛官の年次休暇取得日数：11.5日（令和元年度）、目標：令和2年度までに年間15日以上

両立支援施策（庁内託児所の整備、緊急登庁支援等）の推進

元
年
度

- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。【人事計画・補任課、厚生課】
 - ・本省及び自衛隊の各駐屯地・基地等において、介護に関するセミナーを開催し、時間制約のある職員を含む全ての職員が十分に能力を発揮できる職場環境の醸成を図った。
 - ・育児や介護等の時間制約のある職員でも活躍できる職場環境を構築するため、「防衛省職員のための両立支援ハンドブック」を作成・配布し、両立支援制度について更なる周知徹底を図った。
 - ・「イクメンパスポート」の配布や男性職員の育児休業等取得啓発ポスター等の掲示により、男性職員の育児休業などの取得促進を図った。
 - ・育児休業者向けにメールマガジンを発信し、育児休業からの円滑な職場復帰支援を図った。
 - ・子の一時的な預け先の体制としては、令和元年度、新たに1カ所の駐屯地の整備を計画した。また、170カ所の駐屯地・基地等で備品等の損耗更新を実施した。
 - ・防衛医科大学校の託児施設の整備に向けた調査・設計を行った。そのほか、既存の託児施設の運営に必要な備品等を整備した。
 - ・庁内託児施設の整備（約3.6億円）や緊急登庁支援施策（約0.2億円）等を一層推進するため、令和2年度予算に所要の経費を計上した。
- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況
 - ・男性職員の育児休業取得率：3.8%（平成30年度）、目標：令和2年度までに13%以上
 - ・女性職員の育児休業取得率：96.7%（平成30年度）、目標：令和2年度までに100%
 - ・男性職員の配偶者出産特別休暇の取得率：78.8%（平成30年度）、目標：令和2年度までに100%
 - ・男性職員の育児参加のための特別休暇：63.2%（平成30年度）、目標：令和2年度までに100%

2
年
度

- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、以下の施策を実施。【人事計画・補任課、厚生課】
 - ・仕事と介護の両立に関する映像、ワークライフバランス推進啓発に関する映像を防衛省職員向けに制作し各機関へ配布。
 - ・育児や介護等の時間制約のある職員でも活躍できる職場環境を構築するため、「防衛省職員のための両立支援ハンドブック」を作成・配布し、両立支援制度について更なる周知徹底を図った。
 - ・自衛隊高級幹部会同において、大臣より、男性の育児休業取得促進について訓示。また「防衛省職員のワークスタイル事例集」に育児に伴う休暇・休業を取得した男性職員とその上司を掲載、男性職員の育児休業等取得啓発ポスター等の掲示、内閣人事局が発行する「イクメンパスポート」の配布により、男性職員の育児休業などの取得促進を図った。
 - ・育児休業者向けにメールマガジンを発信し、育児休業からの円滑な職場復帰支援を図った。
 - ・市ヶ谷本省にマタニティスペースを設置。妊娠中の職員の休息や、授乳等の利用だけでなく、災害派遣等に係る緊急登庁等の際に、職員がやむを得ず子どもを帯同して出勤した場合に使用できるよう、必要な備品の設置及び貸し出しを実施。
 - ・子の一時的な預け先の体制としては、令和2年度、新たに2カ所の駐屯地の整備を計画した。また、172カ所の駐屯地・基地等で備品等の損耗更新を実施した。
 - ・防衛医科大学校の託児施設の整備に向けた工事を行った。そのほか、既存の託児施設の運営に必要な備品等を整備した。
 - ・庁内託児施設の整備（約0.8億円）や緊急登庁支援施策（約0.2億円）等を一層推進するため、令和3年度予算に所要の経費を計上した。
- 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」で定める目標の達成状況
 - ・男性職員の育児休業取得率：5.2%（令和元年度）、目標：令和2年度までに13%以上
 - ・女性職員の育児休業取得率：101.6%（令和元年度）、目標：令和2年度までに100%
 - ・男性職員の配偶者出産特別休暇の取得率：88.4%（令和元年度）、目標：令和2年度までに100%
 - ・男性職員の育児参加のための特別休暇：84.2%（令和元年度）、目標：令和2年度までに100%

⑤教育の充実

各自衛隊及び防衛大学校において、教育訓練の内容及び体制の充実等

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛官に対する必要な統合教育の在り方について「人的基盤の強化に関する検討委員会」において検討を開始した。 ●各自衛隊の共通教育として、陸自で実施していた「システム防護課程」を「サイバー共通課程」に拡充した。 ●防衛大学校においては、科学技術の進展に遡行できる高度な専門知識と幅広い学術的視野をもった幹部自衛官を育成するため、教育実験用器材の整備に必要となる経費(約3.4億円)を令和2年度予算に計上した。 ●防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)の安全性及び円滑性を確保するため、滑空機の性能確認検査を実施した。 ●防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)に使用する滑空機の維持補修に必要な修理部品・整備用消耗品の取得及び修理役務を実施した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●人的基盤の強化に関する検討委員会の下に「防衛大学校の充実・強化に関する調整部会」を新設し、防衛大学校における教育方針や管理・運営体制に係る諸課題等について検討を開始した。 ●防衛大学校においては、科学技術の進展に遡行できる高度な専門知識と幅広い学術的視野をもった幹部自衛官を育成するため、教育実験用器材の整備に必要となる経費(約3.5億円)を令和3年度予算に計上した。 ●防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)の安全性及び円滑性を確保するため、滑空機の性能確認検査を実施した。 ●防衛大学校の学生の訓練(滑空機訓練)に使用する滑空機の維持補修に必要な修理部品・整備用消耗品の取得及び修理役務を実施した。

防衛大学校等を卒業した留学生のネットワーク化

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●中期防衛力整備計画においても「防衛大学校等を卒業した留学生のネットワーク化を図り、防衛協力・交流の強化の一助とする」こととしており、これを具現化する取組として、約50名の防衛大学校本科の卒業留学生等による交流会を初めて実施した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛大学校を卒業した留学生ネットワークの構築を実施するとともに、留学生協力家庭関連行事に必要な経費(約0.3百万円)を計上した。

⑥処遇の向上及び再就職支援

栄典・礼遇に関する施策の推進

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●災害派遣・国家的行事に従事した部隊や国外における特に困難な任務を遂行した部隊のほか、長きにわたり部隊活動の裏方として、我が国の平和と安全の確保等のため任務を遂行し、かつ、その功績が認められず表彰の機会が与えられていなかった部隊等に対し、内閣総理大臣表彰を引き続き実施した。 ●災害派遣や国外における困難な任務を遂行した部隊及び困難な任務を実施した部隊の指揮官に対して防衛大臣表彰を引き続き実施した。 ●防衛功労章の拡充に係る経費(約0.63億円)を執行するとともに、新たに防衛功労章の拡充のための2年度予算の経費を(約0.61億円)を計上した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●国外における特に困難な任務を遂行した部隊のほか、長きにわたり部隊活動の裏方として、我が国の平和と安全の確保等のため任務を遂行し、かつ、その功績が認められず表彰の機会が与えられていなかった部隊等に対し、内閣総理大臣表彰を引き続き実施した。 ●災害派遣や国外における困難な任務を遂行した部隊及び困難な任務を実施した部隊の指揮官に対して防衛大臣表彰を引き続き実施した。 ●引き続き防衛功労章の拡充のために必要な経費(約0.61億円)を計上した。

福利厚生者の充実

元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯生活設計セミナーを全国188駐屯地等で開催し、延べ約34,000名が参加した。 ●庁内託児施設の整備や緊急登庁支援施策等を一層推進するため、令和2年度予算に所要の経費を計上した。
2 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯生活設計セミナーを全国201駐屯地等で開催し、延べ約18,870名が参加した。 ●庁内託児施設の整備や緊急登庁支援施策等を一層推進するため、令和3年度予算に所要の経費を計上した。

職業訓練課目の拡充や段階的な資格取得等の支援

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●民間企業等における危機管理部門への再就職職域の拡大を図るため、事業継続管理者等の資格取得に係る課目を新設するため、令和2年度予算に所要の経費(約2百万円)を計上した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●主に女性自衛官の再就職の機会の拡大を図るため、登録販売者、ファイナンシャルプランナー、調剤薬局事務の資格取得に係る課目を新設し、令和3年度予算に所要の経費(約2百万円)を計上した。 ●採用上限年齢引上げに伴い、既に一定の資格を有している者を対象に更なる再就職の機会の拡大を図るため、電気工事施工管理技士、消防設備点検資格者、ガス溶接作業主任者の資格取得に係る課目を新設し、令和3年度予算に所要の経費(約0.5百万円)を計上した。

地方公共団体や関係機関との連携強化等による再就職支援の推進

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度には、126名の退職自衛官が自治体の防災関係部局に採用され、令和2年3月31日現在で把握している限りでは、全国の自治体の防災関係部局に575名の退職自衛官が在職している。 ●平成27年度に地域防災マネージャー制度が創設されたことを受け、引き続き自治体の防災関係部局への再就職拡大を図る観点から、退職予定幹部自衛官に対する防災・危機管理教育を実施するため、令和2年度予算に所要の経費(約0.4億円)を計上した。
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度には、123名の退職自衛官が地方公共団体の防災関係部局に採用され、令和3年3月31日現在で把握している限りでは、全国の地方公共団体の防災関係部局に612名の退職自衛官が在職。 ●地方公共団体の防災関係部局における退職自衛官の活用については、大規模災害の対応等における地方公共団体との更なる連携の強化に繋がることから、関係省庁と調整を行い、令和3年度より自衛官の地域防災マネージャー資格対象者を拡充するとともに、防災・危機管理教育を実施するために所要の経費(約0.4億円)を計上した。

⑦予備自衛官等の活用

即応予備自衛官及び予備自衛官のより幅広い分野・機会での活用

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年10月の令和元年東日本台風(台風第19号)に際し、同月14日に予備自衛官及び即応予備自衛官の招集を閣議決定し、同日付で災害招集等命令を発出した。その際、東北方面隊及び東部方面隊隷下部隊の予備自衛官及び即応予備自衛官413名を生活支援活動等に從事させた。 ●令和2年2月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に際し、同月13日に予備自衛官及び即応予備自衛官の招集を閣議決定し、同日付で予備自衛官の災害招集命令を発出した。その際、東部方面隊隷下部隊の予備自衛官10名を衛生支援活動等に從事させた。 ●予備自衛官等の勤務意欲の向上のため、予備自衛官及び即応予備自衛官がその身分において授与された賞詞に係る防衛記念章を着用できるよう制度を改正した。(令和元年度規則改正・施行) ●即応予備自衛官・予備自衛官の災害招集に迅速に対応するため、応招確認システムの導入を検討し、令和2年度予算に所要の経費(約290万円)を計上した。(令和2年度一部の予備自衛官等へ導入)
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年(2020年)7月豪雨に際し、同月5日に予備自衛官及び即応予備自衛官の招集を閣議決定し、同日付で即応予備自衛官の災害招集命令を、9日付で予備自衛官の災害招集命令を発出した。その際、西部方面隊隷下部隊の即応予備自衛官及び予備自衛官354名を物資輸送や生活支援活動に從事させた。 ●即応予備自衛官へ志願する一般公募予備自衛官に係る訓練招集手当の増額(8,100円→8,300円)のための所要の措置を講じた。 ●予備自衛官補の技能区分拡大のため、採用対象にエンバーマー等の資格保有者を追加した。

予備自衛官補の採用数拡大

元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛官未経験である予備自衛官が、即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するため、所要の訓練(「軽火器」36日間/3年、「迫撃砲」39日間/3年)が必要となる。そのため通常の予備自衛官に比べ、平素の勤務先を離れる日数が増えることから、雇用企業の積極的な協力の確保を図るための給付金制度を創設した。(令和元年度規則制定・翌年度施行) ●予備自衛官補(一般)の予備自衛官への任用率を向上するべく、教育訓練招集の効率化のためeラーニングの導入を検討し、令和2年度予算に所要の経費(約440万円)を計上した。(令和2年度東部方面隊において施行) ●多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価し得るよう、予備自衛官補の採用試験の程度を中学校卒業程度から高等学校卒業程度へ引き上げた。(令和元年度規則改正・翌年度施行)
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●予備自衛官補の採用試験の程度を高等学校卒業程度に引き上げたことに伴い、令和3年度より予備自衛官補の教育訓練招集手当の増額(7,900円→8,200円)のための所要の措置を講じた。 ●予備自衛官補(一般)の予備自衛官への任用率を向上するべく、令和2年度に教育訓練招集の効率化のためeラーニングを導入した。令和3年度予算においては必要経費約1,800万円を計上し、全方面隊において施行。

教育訓練基盤の強化及び訓練内容の見直し			
元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●予備自衛官補(一般)の予備自衛官への任用率を向上するべく、教育訓練招集の効率化のためeラーニングの導入を検討し、令和2年度予算に所要の経費(約440万円)を計上した。(令和2年度東部方面隊において施行) ●予備自衛官補の教育訓練を指定された教育部隊以外の教育基盤も活用し実施し得るよう検討を行った。(令和2年度中部方面隊において試行) 		
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ●予備自衛官補(一般)の予備自衛官への任用率を向上するべく、令和2年度に教育訓練招集の効率化のためeラーニングを導入した。令和3年度予算においては必要経費約1,800万円を計上し、全方面隊において施行。 ●自衛官経験のない予備自衛官が即応予備自衛官になるためには、約40日間の訓練が必要となることから、予備自衛官の雇用企業の積極的な協力の確保を図るため、令和2年度より「即応予備自衛官育成協力企業給付金」の運用を開始した。(支給額:1人あたり、56万円) 		
担当部局名	整備計画局、人事教育局、防衛装備庁	政策評価実施時期	令和4年8月